

農業資金融資要項（統一版）
（栃木県版）

J Aバンク

農業資金融資要項（統一版）

目次

1	J A 農機ハウスローン融資要項（統一版）	1
2	アグリスーパー資金融資要項（統一版）	6
3	アグリマイティー資金融資要項（統一版）	10
4	J A 新規就農応援資金融資要項（統一版）	16
5	J A 営農ローン（個人）融資要項（統一版）	20
6	J A 営農ローン（法人）融資要項（統一版）	24
7	A B L 対応型資金融資要項（統一版）	28
8	J A 農業経営維持継続資金（危機対応）融資要項（統一版）	32
9	J A 交付金等つなぎ資金融資要項（統一版）	35

J A 農機ハウスローン融資要項(統一版)

目的

組合員が農業生産向上のため農業機械等を取得するに際し、迅速かつ簡便に借入できる融資商品を提供して、多様化・高度化した資金需要に幅広くこたえていくことを目的とする。

1 貸付対象者

[個人] (以下の条件(1)～(7)をすべて満たすこと。)

- (1) 組合員（正組合員・准組合員）であること。
- (2) 農業を営み、または従事していること。
- (3) 貸付時年齢は 18 歳以上で、原則として満 81 歳未満であること。

ただし、農業後継者を連帯保証人とすることもできる。 (補足)

【補足】

- ・ 農業後継者を連帯保証人とする場合は、農業後継者が以下の「経営者等」に該当するかどうか確認する必要がある

< 経営者等に該当する者 >

【債務者が法人の場合】

- ・ 経営者（債務者である法人の理事・取締役・執行役これらに準ずる者）
- ・ 大株主（総株主の議決権の過半数を有する者等）

【債務者が法人以外の場合】

- ・ 共同経営者（債務者と共同して事業を行う者）
- ・ 従事配偶者（債務者の事業に実際に従事している債務者の配偶者）
- ・ 農業後継者が「経営者等」に該当しない場合には、所定の手続が必要となることに留意する。
- ・ なお、農業後継者が「経営者等」に該当するかどうかの確認および「経営者等」ではない農業後継者を連帯保証人とする場合の必要な手続きについては、「参考様式⑤保証意思宣明公正証書の要否判定（貸出事務手続（統一版）掲載様式）」を活用のうえ行うこと。
- ・ また、農業後継者を保証人とする場合等、事業承継時の連帯保証人の設定については、経営者保証に関するガイドラインおよび債務者の意向を踏まえつつ対応を検討すること。

- (4) 前年度税込年収が 150 万円以上であること（自営業者は前年度税引前所得とする。）。

【特認事務】

- ・ 年収の確認は、給与所得者は「住民税決定通知書」または「課税証明書」、自営業者は「納税証明書」または「確定申告書※」（写しで可）によることを原則とする。
- ・ 農業者は農協が発行する「所得証明書」、給与所得者は健康保険証等で確認した勤務先が発行・印字した「源泉徴収票」でも可とする。

※e-Taxを利用した確定申告書を利用する場合は、受信通知の提出を受け、氏名、所得金額、申告納税額等の項目が確定申告書と一致していること、エラー情報がないことを確認する。

※書面申告による確定申告書を使用する場合は、「申告書等情報取得サービス」等により取得した申告書の写し等（税務署が受付した事実が確認できるもの）の提出を受け、氏名、所得金額、申告納税額等の項目が確定申告書と一致していること、エラー情報が無いことを確認する。

- (5) 自己住宅（家族名義を含む。）または借家等生活の本拠が定まっており、原則として同一地区内居住 1 年以上の者。ただし、同一地区内居住 1 年未満であっても、自己住宅（家族名義を含む。）を所有し、かつ居住している者は対象とする。

【特認事務】

- ・ 親と同居、および共稼ぎの同居確認は、住民票により行う。
- ・ 居住年数は住民票により確認を行う。ただし、以下の書類等により同一地区内居住 1 年以上であることが確認できる者については、住民票の確認は不要とする。
 - a 組合員台帳（借入申込時の住所が組合員台帳の住所と同一であることが確認できる場合に限る）
 - b 印鑑証明書と運転免許証等公的書類

- (6) 信用状況に不安がないこと。^{〔補足〕}

【補足】

- ・ 信用状況に不安がないこととは、信用事業の支払延滞、経済事業の所定の期日経過後の未払金および共済掛金の未払金等がないことをいう。

- (7) 新規取得にあつては、本ローンの借入金は農協から販売業者に全額振込が可能であること。

[法人等]（以下の条件(1) (2) (6) (7) をすべて満たし、かつ(3)～(5)のいずれかを満たすこと。）

- (1) 組合員（正組合員・准組合員）であること。
- (2) 農業を営み、または従事していること。
- (3) 原則として三期分の決算書および事業計画・返済計画の提出が可能であり、かつ原則直近決算で繰越欠損金を有しないこと。
- (4) 設立後 1 年以上 3 年未満の法人・任意団体で創業赤字の場合、当初事業計画と大幅な乖離がない

【補足】

- ・ 大幅な乖離がないこととは、事業計画が概ね 5 年以内に黒字化するものであり、かつ売上高等および最終利益が事業計画比概ね 7 割以上確保されていることをいう。

- (5) 設立後 1 年未満の法人・任意団体の場合、役員・構成員（常勤役員）の前年度税込年収が 150 万円以上であること（自営業者は前年度税引前所得とする。）。

- (6) 信用状況に不安がないこと。^{〔補足〕}

【補足】

- ・ 信用状況に不安がないこととは、信用事業の支払延滞、経済事業の所定の期日経過後の未払金および共済掛金の未払金等がないことをいう。

- (7) 新規取得にあつては、本ローンの借入金は農協から販売業者に全額振込が可能であること。

2 資金使途

次のいずれかを目的とする資金であること。^{〔補足〕}

- (1) 農機具の購入（中古農機を含む。）、点検・修理、車検、購入に付帯する諸費用、保険掛金に必要な資金、および他金融機関の農機具ローンの借換え資金
- (2) パイプハウス等資材、建設費用
- (3) 格納庫建設資金

【補足】

- ・農機具には農業用自動車（中古も対象）を含む。
- ・付属備品購入資金、車検登録等が必要なものは税金、共済掛金、登録諸費用、修理費ならびに購入に伴う軽微な（事業費 50 万円以内）施設の増改築資金、格納庫の取得費等を含む。
- ・借換え資金については、借換え対象農機具等の現物が残存している場合に限る。
- ・借換えの場合の貸付限度額は、残債の範囲内とする。
- ・下取り額は自己資金とみなす。

【特認事務】

- ・借換え資金の場合は、追加提出書類として以下の書類を追加提出するとともに、延滞のないことを確認する。
 - a 他金融機関の農機具ローン返済用預金通帳（確認後返却）
 - b 他金融機関の償還回次表（写）等（延滞がないことが要件）
 - c 検査済証（写）、売買契約書（写）、領収書（写）等
- ・資金使途が他金融機関の農機具ローンの借換え資金である場合は、貸付実行後に他金融機関の完済書類等を確認する。
- ・貸付実行後の貸付条件履行状況等の確認において、必要がある場合は実査を行う。

3 貸付金額

1 組合員あたり 1,800 万円以内とし、所要額以内とする。^{（補足）}

【補足】

- ・本ローンの新規実行額と既往貸付金残高を通算し、貸付限度額以内であることとする。
- ・貸付金額を決定するにあたっては、「農機ハウスローンチェックシート」（以下、「チェックシート」という。）を作成し、年間返済可能額を勘案する。
- ・年間返済可能額算出にあたり、一括返済である貯金担保貸付や共済担保貸付は、「本ローン以外の借入金の年間返済額計」には算入しない。
- ・「本ローン以外の借入金の年間返済額計」に算入する当座貸越の年間返済額は、原則として、極度額の 2 % の 12 倍とする。
- ・年間返済可能額は実情に応じ、借地地代等も考慮し算出する。

4 貸付期間

1 年以上 10 年以内とする。

なお、他金融機関の農機具ローンの借換え資金の場合は、当初借入期間の残存期間以内であること。^{（補足）}

【補足】

- ・法定耐用年数や返済能力等を勘案し設定する。

5 貸付金利

J A 所定の金利とする。

6 担保

原則として担保の設定は行わない。^{（補足）}

【補足】

- ・栃木県農業信用基金協会保証利用の場合は、担保基準は協会の定めるところによる。

7 保証

(1) 原則として栃木県農業信用基金協会の保証を付する。^{（補足）}

【補足】

・ 栃木県農業信用基金協会保証利用の場合は、保証基準は協会の定めるところによる。

- (2) 借入者が法人等の場合は、必要に応じて代表者を連帯保証人とする。
- (3) その他に個人連帯保証を求める場合は、必要性・妥当性を検証する。
- (4) 経営者保証に関するガイドラインに基づき、所定の要件を将来に亘って充足すると見込まれる等の場合には、債務者の意向等も確認したうえで、連帯保証人を必要としない可能性を検討する。
特に、事業承継時に前経営者、後継者双方を保証人とする場合は、その必要性について十分検討する。
- (5) 連帯保証を求める場合は、「参考様式⑤ 保証意思宣明公正証書の要否判定（貸出事務手続（統一版）掲載様式）」を活用し、連帯保証人が「経営者等」に該当するかどうかを確認する。
- (6) 連帯保証人が「経営者等」に該当しない場合は、公証役場の公証人が作成する「保証意思宣明公正証書」が必要となる。なお、当該公正証書は、保証契約を締結する前の1ヵ月以内に作成しなければならない（それ以外の留意事項については、「参考様式⑥ 保証意思宣明公正証書の作成・提出等について（貸出事務手続（統一版）掲載様式）」を参照）。
- (7) 連帯保証人に対しては、以下の情報を提供しなければならない。
 - ① 保証債務状況等（保証債務残高）にかかる情報
なお、債務者の経営状況等の照会については、債務者の了承を得なければ回答できないことに留意する。
 - ② 債務の履行状況にかかる情報提供（民法の定めに基づく提供義務）
保証人から債務の履行状況にかかる情報提供の依頼を受けた場合、保証人に対して遅滞なく情報提供する義務を負う。
なお、この場合、保証人から「参考様式⑦ 保証契約に関する情報提供請求依頼書（主債務の履行状況用）（貸出事務手続（統一版）掲載様式）」の提出を受け、保証人に対して遅滞なく「参考様式⑧ 保証契約に関する情報提供書（主債務の履行状況用）（貸出事務手続（統一版）掲載様式）」を交付する。
 - ③ 債務者の期限の利益喪失時における情報提供義務
債務者が期限の利益を喪失したときには、その事実を知ったときから2ヵ月以内に、保証人に対してその旨の情報提供を行わなければならない。
- (8) 上記保証意思宣明公正証書の必要性確認および保証人への情報提供の実施確認については、「参考様式⑨ 保証人に対する情報提供義務について（貸出事務手続（統一版）掲載様式）」を確認するとともに、「参考様式⑩ 確認書（事業資金にかかる個人または団体の保証用）（貸出事務手続（統一版）掲載様式）」の提出を受けることにより行う。

8 貸付方法

証書貸付とする。

9 元利金の返済方法

- (1) 元利均等方式および元金均等方式とし、毎月返済方式、年1回・年2回返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済に加えて6か月ごとの特定月に増額して返済する。）を可能とする。
- (2) 返済は自動引落とし約定に基づき、貯金口座からの振替により行う。ただし貯金残高不足の場合の一部引落としは行わない。
- (3) 返済日はあらかじめ農協が定めた特定の日とする。

【特認事務】

繰上償還は、真にやむを得ない場合のみ応じることとする。

10 遅延損害金

農協所定の利率とする。

【JA 農機ハウスローン共通特認事務】

- ・貸付審査時には「経営の概要書」（栃木県農業信用基金協会様式）を作成し、内容を把握する。
- ・本ローン貸付にあたってはチェックシートを作成し、年間返済可能額算出の他、借入申込者の借入資格の審査等を行う。
- ・チェックシートのチェック項目に「否」が一つでもある場合は、融資を謝絶する。
- ・J A S T E M帳票等により借入申込時の借入残高を確認する。その他確認資料を稟議書に添付する。

以上

アグリスーパー資金融資要項(統一版)

目的

本資金は、水田・畑作経営所得安定対策の対象者にとって利便性のある融資商品を提供し、地域農業の資金需要にこたえるとともに、農村地域の発展に資する短期運転資金を融通することを目的とする。

1 貸付対象者

[個人] (以下の条件(1)～(4)をすべて満たすこと。)

- (1) 組合員(正組合員・准組合員)であること。
- (2) 農業を営み、または従事していること。
- (3) 水田・畑作経営所得安定対策の対象者となる認定農業者であること。
- (4) 信用状況に不安がないこと。^(補足)

【補足】

- ・ 信用状況に不安がないこととは、信用事業の支払延滞、経済事業の所定の期日経過後の未払金および共済掛金の未払金等がないことをいう。

[法人等] (以下の条件(1)～(7)をすべて満たすこと。)

- (1) 組合員(正組合員・准組合員)であること。
- (2) 農業を営み、または従事していること。
- (3) 水田・畑作経営所得安定対策の対象者となる認定農業者および特定農業法人・特定農業団体・特定農業団体と同様の要件を満たす組織であること。
- (4) 原則として三期分の決算書の提出が可能であり、かつ原則直近決算で繰越欠損金を有しないこと。
- (5) 設立後1年以上3年未満の法人等で創業赤字の場合、当初事業計画と大幅な乖離がないこと。^(補足)

【補足】

- ・ 大幅な乖離がないこととは、事業計画が概ね5年以内に黒字化するものであり、かつ売上高等および最終利益が事業計画比概ね7割以上確保されていることをいう。

- (6) 設立後1年未満の法人・任意団体の場合、役員・構成員(常勤役員)の前年度税込年収が150万円以上であること。^(補足)

【補足】

- ・ 新設法人等については事業計画等を審査のうえ判断する。

- (7) 信用状況に不安がないこと。^(補足)

【補足】

- ・ 信用状況に不安がないこととは、信用事業の支払延滞、経済事業の所定の期日経過後の未払金および共済掛金の未払金等がないこと。

2 資金使途^(補足)

[個人]

農業生産に直結する運転資金

[法人等]

農業経営に必要な運転資金

【補足】

- ・本資金は生活資金を対象としない。また、負債性資金の借換対応は行わない。
- ・労賃については、法人等および個人経営体で雇用人（青色専従者を除く。）がいる場合は対象とする。
- ・農協から購入した農業生産資材代金等を自動支払する方法は、借入者が法人等の場合に限る。

【特認事務】

- ・資金払出時に購入伝票等により農業生産資金であることを確認する。借入者が法人等の場合、購入伝票等の確認は省略可。

3 貸付金額

水田・畑作経営所得安定対策等にかかる交付金相当額および対象品目の販売代金相当額のうち農協口座に入金される金額の範囲内とする。^{（補足）}

【補足】

- ・対象品目とは、米、麦、大豆の3品目。
- ・与信相当額について、入金が確実となるよう本資金にセットされた貯金口座を振込口座とする。

4 貸付期間

1年以内とする。

【特認事務】

- ・契約の更新は認めるが、与信期間中において原則として一旦残高をゼロにする。

5 貸付金利

J A所定の金利とする。

6 担保

原則として担保の設定は不要とする。^{（補足）}

【補足】

- ・栃木県農業信用基金協会保証利用の場合は、担保基準は協会の定めるところによる。

7 保証

(1)原則として栃木県農業信用基金協会の保証を付する。^{（補足）}

(2)借入者が法人等の場合は、必要に応じて代表者を連帯保証人とする。

(3)その他に個人連帯保証を求める場合は、必要性・妥当性を検証する。

(4)経営者保証に関するガイドラインに基づき、所定の要件を将来に亘って充足すると見込まれる等の場合には、債務者の意向等も確認したうえで、連帯保証人を必要としない可能性を検討する。特に、事業承継時に前経営者、後継者双方を保証人とする場合は、その必要性について十分検討する。

(5)連帯保証を求める場合は、連帯保証人が「経営者等」に該当するかどうかを確認する。なお、ここでいう「経営者等」とは、具体的には以下の者を指す（実際に「経営者等」であるかどうかを確認する場合は、「参考様式⑤ 保証意思宣明公正証書の要否判定（貸出事務手続（統一版）掲載様式）」を活用のこと）。

＜経営者等に該当する者＞

【債務者が法人の場合】

- ・ 経営者
(債務者である法人の理事・取締役・執行役これらに準ずる者)
- ・ 大株主
(総株主の議決権の過半数を有する者等)

【債務者が法人以外の場合】

- ・ 共同経営者
(債務者と共同して事業を行う者)
- ・ 従事配偶者
(債務者の事業に実際に従事している債務者の配偶者)

(6) 連帯保証人が「経営者等」に該当しない場合は、公証役場の公証人が作成する「保証意思宣明公正証書」が必要となる。なお、当該公正証書は、保証契約を締結する前の1ヵ月以内に作成しなければならない(それ以外の留意事項については、「参考様式⑥ 保証意思宣明公正証書の作成・提出等について(貸出事務手続(統一版)掲載様式)」を参照)。

(7) 連帯保証人に対しては、以下の情報を提供しなければならない。

① 保証債務状況等(保証債務残高)にかかる情報

なお、債務者の経営状況等の照会については、債務者の了承を得なければ回答できないことに留意する。

② 債務の履行状況にかかる情報提供(民法の定めに基づく提供義務)

保証人から債務の履行状況にかかる情報提供の依頼を受けた場合、保証人に対して遅滞なく情報提供する義務を負う。

なお、この場合、保証人から「参考様式⑦

保証契約に関する情報提供請求依頼書(主債務の履行状況用)(貸出事務手続(統一版)掲載様式)」の提出を受け、保証人に対して遅滞なく「参考様式⑧ 保証契約に関する情報提供書(主債務の履行状況用)(貸出事務手続(統一版)掲載様式)」を交付する。

③ 債務者の期限の利益喪失時における情報提供義務

債務者が期限の利益を喪失したときには、その事実を知ったときから2ヵ月以内に、保証人に対してその旨の情報提供を行わなければならない。

(8) 上記保証意思宣明公正証書の必要性確認および保証人への情報提供の実施確認については、「参考様式⑨ 保証人に対する情報提供義務について(貸出事務手続(統一版)掲載様式)」を確認するとともに、「参考様式⑩ 確認書(事業資金にかかる個人または団体の保証用)(貸出事務手続(統一版)掲載様式)」の提出を受けることにより行う。

【補足】

- ・ 栃木県農業信用基金協会保証利用の場合は、保証基準は協会の定めるところによる。

【特認事務】

- ・ 連帯保証人の所得等確認は借入者に準ずる書類により行う。

8 貸付方法

当座貸越方式(随時返済型)とする。(補足)

【補足】

- ・ 本当座貸越は、指定された貯金口座に残高がない場合に行うものとする。

【特認事務】

- ・本資金は生活資金を対象外としていることから、既存普通貯金口座が生活資金決済口座となっている場合は、新規に取引口座（普通貯金口座）を開設するものとする。この場合、キャッシュカードは発行しない。
- ・当座貸越金は、所定の貯金払戻請求書と通帳の提出を受けて、融資担当部署が証憑類で資金使途を確認し、融資部署決裁権限者の検印を受けた後、すみやかに窓口係に回付し窓口手続きを経て支払うものとする。
- ・資金の交付は、借入申込者名義の水田・畑作経営所得安定対策にかかる交付金等の振込口座への振替入金により行う。

9 元利金の返済方法

指定された貯金口座に入金された資金（農産物販売代金、水田・畑作経営所得安定対策交付金など）は、貸越残高に達するまで自動的に返済に充当する。

10 遅延損害金

農協所定の利率とする。

【アグリスーパー資金共通特認事務】

- ・貸付審査時には、必要に応じて実地調査や借入申込者の取引先への照会等により調査を行う。
- ・J A S T E M還元帳票「当座貸越契約残高管理表」等により次の事項の点検を行う。
 - a 残高
月末残高が契約極度額に近い水準に達している取引先について、普通貯金利用促進を図るとともに、限度額超過に至らないよう、利息決算日前までに入金を依頼する。
 - b 利用状況
長期間利用がない取引先については、農畜産物販売代金の入金等を推進するとともに、営農状況の確認を行う。
 - c 返済状況
貸越残高が一旦ゼロとなっているか。
- ・稟議を更新する場合は、新規申込と同様の審査を行う。稟議更新時期は、貸越残高がゼロになる時期にあわせることが望ましい。

以上

アグリマイティー資金融資要項（統一版）

目的

本資金は、組合員・農業者等が行う地域農業および農村地域の発展に資する前向きな事業に必要な資金を、融通することを目的とする。

1 貸付対象者（以下の条件(1)もしくは(2)を満たすこと。）

(1) 組合員（正組合員・准組合員）であること。

(2) 農業者等^(補足)

上記の対象者には次の者を含む。

- a 農業者が主たる構成員となっている法人格を有しない農業を営む任意団体であって、次の要件をすべて満たすもの（以下、「集落営農組織」という。）。
 - (a) 代表者・代表権の範囲・団体の目的・構成員の資格等を定めた規約を有すること。
 - (b) 一元的に経理を行っていること。
 - (c) 原則として5年以内に農業生産法人に組織変更する旨の目標を有していること。
 - (d) 農用地の利用の集積の目標を定めていること。
 - (e) 主たる従事者が目標農業所得額を定めていること。

【補足】

- ・ 農業者等とは農業に関連する法人および団体、または農村地域振興に関係するなどの理由により農協が定めた法人および団体とする。
- ・ a の(a)～(e)は「特定農業団体」および「経営所得安定対策等大綱」（平成 17 年 10 月農水省）で定められた「特定農業団体と同様の要件を満たす組織」の要件であり、貸付対象者はこれらの要件を満たす団体とする。ただし、水田作および畑作に係る農業経営以外の場合には、法人に組織変更する旨の目標を有していることとし、農用地の利用の集積の目標を定めていることを要しないものとする。

b 集落営農組織が法人化するときその構成員になろうとする者。

(1) (2) ともに信用状況に不安がないこと。^(補足)

【補足】

- ・ 信用状況に不安がないこととは、信用事業の支払延滞、経済事業の所定の期日経過後の未払金および共済掛金の未払金等がないことをいう。

2 資金種類および資金使途^(補足)

次のいずれかを満たす資金であること。

(1) 生産・担い手資金（アグリエース資金）

農業生産に直結する設備資金・運転資金

- a 規模拡大・合理化努力等によりコスト低減を目指している担い手を支援する資金
- b 大規模・優良経営体との取引促進を図り、系統事業の基盤強化・拡充に資すると認められる資金
- c 農業近代化資金等の制度資金を補完するための資金
(農業近代化資金 1 号資金～5 号資金、7 号資金の一部を補完する資金)
- d 消費者の健康・安全志向に応える高品質・高技術の農産物の生産を行うための資金
- e 新技術・新品種を導入するために必要な資金

- f 災害対策資金
- g 他金融機関からの借入金にかかる借換え資金
- h その他上記 a ～ g に準ずる資金

(2)加工・流通・販売資金（アグリネット資金）

農産物の加工・流通・販売に関する設備資金・運転資金

- a 農業近代化資金等の制度資金を補完するための資金
- b 農産物の加工・流通の合理化に資する資金
- c 生産者と販売者（あるいは消費者）が連携し、栽培・取引契約を締結して行う一連の生産・販売施設の整備事業を支援する資金
- d 他金融機関からの借入金にかかる借換え資金
- e その他上記 a ～ d に準ずる資金

(3)地域活性化・地域振興資金（アグリエリア資金）

地域の活性化・振興を支援するための設備資金・運転資金

- a 農業近代化資金等の制度資金を補完するための資金
(農業近代化資金 6 号資金、7 号資金の一部を補完するための資金)
- b 農村地域工業等導入資金を補完する資金
- c 系統が一体となって取り組む事業で、地域ぐるみで行う地域振興を支援する資金
- d 農村における高齢化対策、社会福祉対策、教育対策にかかるあらゆる資金（介護型老人ホーム、医療法人向け資金、学校法人向け資金）
- e 地域ぐるみで農地が本来持つ環境保全・維持機能を守るため土壌・肥料・防除等の面における技術の導入・確立・普及を図りつつ景観保全に資する資金
- f 他金融機関からの借入金にかかる借換え資金
- g その他上記 a ～ f に準ずる資金

(4)再生可能エネルギー対応資金（アグリパワー資金）

農業者等の再生可能エネルギー利用の取組を支援するための発電・蓄電設備取得資金

- a 専ら農業施設等農業への使用を目的として、必要となる資金（農業用建構築物造成）
- b 専ら電力会社への売電を目的として、農業者等が自己保有する農業生産にかかる資産等の有効活用のため必要となる資金（その他事業施設）
- c 他金融機関からの借入金にかかる借換え資金
- d その他 a ～ c に準ずる資金

(5)災害緊急資金

自然災害等による農業経営の一時的な悪化に対応するため、農業経営の維持や再開を目的とした緊急性を要する資金

【補足】

- ・本資金は、負債整理および生活関連事業には対応せず、系統原資の既往資金借換えも認めない。
- ・借換え資金については、以下の場合を対象とする。
 - ① 借換え対象農機具および施設等の現物が残存している場合に限る。
 - ② 長期資金の借換えの場合の貸付限度額は、残債の範囲内とする。
- ・(4) 再生可能エネルギー対応資金(アグリパワー資金)については、以下の事業は対象としない。
 - ① 地域の農業生産の縮小を招くような事業
 - ② 土地・建物等の資産を賃借して行う事業

- ・ (5)災害緊急資金については、以下の場合または事象の発生時においてその証明または確認が J A において可能である場合に対応を行う。
 - ① 集落単位以上の規模において自然災害等による被害が発生した場合
 - ② その他自然災害に準じた農業経営の環境変化が発生した場合

【特認事務】

- ・ 資金の払出しにあたっては、証憑書類で農業にかかる設備資金・運転資金であることを確認する。
- ・ (4)再生可能エネルギー対応資金（アグリパワー資金）については、アグリパワー資金チェックシートを作成し、その事業性に懸念ないか、適切な保全が措置されているか等を確認のうえ対応する。
- ・ (5)災害緊急資金について、集落単位以上の規模において自然災害等による被害が発生した場合は、市町村の「災害証明書」の写しの提出を受けること。または J A にて「罹災証明書（様式任意）」を作成し、災害等による被害状況の確認書類とすること。
- ・ 借換え資金の場合、次の書類の提出を受ける。
 - ① 他金融機関のローン返済用預金通帳（確認後返却）
 - ② 他金融機関の償還予定表（写）等（延滞がないことを確認）
 - ③ 検査済証（写）、売買契約書（写）、領収書（写）等
 - ④ （貸付実行後に確認）他金融機関のローン完済書類等
- ・ 貸付実行後の貸付条件履行状況等確認において、必要がある場合は実査を行う。

3 貸付金額

事業費の 100% の範囲内とする。

ただし、再生可能エネルギー対応資金（アグリパワー資金）については、貸付上限額を 1 億円、災害緊急資金については、貸付上限額を 5 百万円とする。

4 貸付期間

(1)長期資金：原則 10 年以内（据置期間 3 年以内）ただし、対象事業に応じ、最長 20 年以内。なお、災害緊急資金については、最長 5 年以内（据置 2 年以内）のみの取扱いとする。

(2)短期資金：1 年以内（手形貸付の書替を認めるものとする。）^{（補足）}

【補足】

- ・ 本資金は、すべての資金種類について短期運転資金の取扱いを可とする。
- ・ 貸付期間は、法定耐用年数等を勘案し設定する。
- ・ 他金融機関からの借換え資金のうち長期資金は、当初借入期間の残存期間内であること。

5 貸付金利

J A所定の金利とする。

【補足】

- ・ 県や市町村等への利子補給要請を検討する。

6 担保

必要に応じ、担保の設定を求める。(補足)

【補足】

- ・ 栃木県農業信用基金協会保証利用の場合は、担保基準は協会の定めるところによる。
- ・ 災害緊急資金については、無担保での取扱いも可とする。

7 保証

(1)原則として栃木県農業信用基金協会の保証を付する。(補足)

(2)借入者が法人・集落営農組織の場合は、必要に応じて代表者を連帯保証人とする。

(3)その他に個人連帯保証を求める場合は、必要性・妥当性を検証する。

(4)経営者保証に関するガイドラインに基づき、所定の要件を将来に亘って充足すると見込まれる等の場合には、債務者の意向等も確認したうえで、連帯保証人を必要としない可能性を検討する。
特に、事業承継時に前経営者、後継者双方を保証人とする場合は、その必要性について十分検討する。

(5)連帯保証を求める場合は、連帯保証人が「経営者等」に該当するかどうかを確認する。なお、ここでいう「経営者等」とは、具体的には以下の者を指す（実際に「経営者等」であるかどうかを確認する場合は、「参考様式⑤ 保証意思宣明公正証書の要否判定（貸出事務手続（統一版）掲載様式）」を活用のこと）。

＜経営者等に該当する者＞

【債務者が法人の場合】

- ・ 経営者
(債務者である法人の理事・取締役・執行役これらに準ずる者)
- ・ 大株主
(総株主の議決権の過半数を有する者等)

【債務者が法人以外の場合】

- ・ 共同経営者
(債務者と共同して事業を行う者)
- ・ 従事配偶者
(債務者の事業に実際に従事している債務者の配偶者)

(6)連帯保証人が「経営者等」に該当しない場合は、公証役場の公証人が作成する「保証意思宣明公正証書」が必要となる。なお、当該公正証書は、保証契約を締結する前の1ヵ月以内に作成しなければならない（それ以外の留意事項については、「参考様式⑥ 保証意思宣明公正証書の作成・提出等について（貸出事務手続（統一版）掲載様式）」を参照）。

(7)連帯保証人に対しては、以下の情報を提供しなければならない。

- ① 保証債務状況等（保証債務残高）にかかる情報

なお、債務者の経営状況等の照会については、債務者の了承を得なければ回答できないことに留意する。

② 債務の履行状況にかかる情報提供（民法の定めに基づく提供義務）

保証人から債務の履行状況にかかる情報提供の依頼を受けた場合、保証人に対して遅滞なく情報提供する義務を負う。

なお、この場合、保証人から「参考様式⑦ 保証契約に関する情報提供請求依頼書（主債務の履行状況用）（貸出事務手続（統一版）掲載様式）」の提出を受け、保証人に対して遅滞なく「参考様式⑧ 保証契約に関する情報提供書（主債務の履行状況用）（貸出事務手続（統一版）掲載様式）」を交付する。

③ 債務者の期限の利益喪失時における情報提供義務

債務者が期限の利益を喪失したときには、その事実を知ったときから2ヵ月以内に、保証人に対してその旨の情報提供を行わなければならない。

- (8) 上記保証意思宣明公正証書の必要性確認および保証人への情報提供の実施確認については、「参考様式⑨ 保証人に対する情報提供義務について（貸出事務手続（統一版）掲載様式）」を確認するとともに、「参考様式⑩ 確認書（事業資金にかかる個人または団体の保証用）（貸出事務手続（統一版）掲載様式）」の提出を受けることにより行う。

【補足】

・栃木県農業信用基金協会保証利用の場合は、保証基準は協会の定めるところによる。

8 貸付方法

- (1) 長期資金〔設備資金・運転資金〕：証書貸付とする。

- (2) 短期資金〔運転資金〕：手形貸付、特別当座貸越（アグリパワー資金除く）または証書貸付とする。

9 貸付方式

農協は融資額の1/2相当額について、農林中金より原資借入ができる。

- (1) 長期固定制：貸出実行時の金利にて原資借入を行う。

- (2) 長期変動制：金利変動時に原資借入金利を貸出金利と同一幅で変更を行う。

短期変動制：金利変動時に原資借入金利を貸出金利と同一幅で変更を行う。

【特認事務】

・金利変動ルールは、原資供給を行った農林中金の定めるところによる。

10 元利金の返済方法

資金使途、返済財源に応じた適正な返済方法を設定する。^{（補足）}

- (1) 元金均等返済または元利均等返済とし、次のいずれかとする。

a 毎月返済方式 b 年6回返済方式 c 年4回返済方式 d 年3回返済方式 e 年2回返済方式
f 年1回返済方式 なお、年1回返済方式の利息の徴収は原則として年2回徴収する。

- (2) 1年以内の貸付は、期日一括返済とすることができる。

- (3) 元金返済（償還）据置き期間中の利息は、原則として年2回以上徴収する。

- (4) 返済は、自動引き落とし約定に基づき、指定口座からの振替により行う。

- (5) 返済は毎回一定の応当日とする。

【補足】

・証書貸付の利息徴収方法は後取りとし、原則として元金償還日に徴収する。

・手形貸付の利息徴収方法は、原則として前取りとする。

【特認事務】

- ・繰上償還は、真にやむを得ない場合のみ応じることとする。

11 原資借入条件

- (1) 農協は農林中金から原資借入を行う場合、転貸利鞘を設定し、貸付することができるものとする。
- (2) 農協の貸付先に期限の利益を喪失する事由が生じた場合、農協は農林中金の請求により、原資借入に対する一切の債務について、直ちに弁済するものとする。^(補足)

【補足】

- ・転貸利鞘設定後の農協貸出利率の考え方

転貸利鞘を設定する場合、金庫からの原資借入金利に転貸利鞘を上乗せした金利とする。

- ・「直ちに弁済」の考え方

栃木県農業信用基金協会に代位弁済請求を行うまでの間（弁済期限到来の日または期限の利益を喪失した日から3か月以内）に弁済することをいう。

12 遅延損害金

農協所定の利率とする。

【アグリマイティー資金共通特認事務】

- ・貸付審査時には「経営の概要書」（栃木県農業信用基金協会様式）を作成し、内容を把握する。
また、必要に応じて実地調査や借入申込者の取引先への照会等により調査を行う。

以上

J A新規就農応援資金融資要項(統一版)

目的

青年等就農資金などの制度資金の補完を行うことで、J Aバンクとして新規就農者の就農定着を支援することを目的とする。

1 貸付対象者

以下の条件(1)～(4)をすべて満たすこと。

(1)組合員(正組合員・准組合員)であること、または、組合員(正組合員・准組合員)となることが見込まれる者。

(2)新規就農者であること。^(補足)

【補足】

- ・ 新規就農者とは、就農開始5年目までの者をいう。
- ・ 新規就農者は、地域農業戦略（例：「地域営農ビジョン」において担い手経営体と位置づけられる者、または、担い手経営体と位置づけられることが見込まれる者）などを踏まえ、地元関係機関の支援が得られる者が対象。
- ・ 原則として個人(一戸一法人を含む)を対象。

(3)貸付対象者の年齢は、原則 55 歳未満とする。^(補足)

【補足】

- ・ 将来の地域農業の核となる者を育成する観点から、貸付対象者の年齢は原則 55 歳未満とする。

(4)信用状況に不安のないこと。^(補足)

【補足】

- ・ 信用状況に不安がないこととは、信用事業の支払延滞、経済事業の所定の期日経過後の未払金および共済掛金の未払金等がないことをいう。

2 資金使途

農業経営にかかる設備・運転資金^(補足)

【補足】

- ・ 設備資金に対しては、本資金よりも青年等就農資金（無利子の制度資金）を優先する。
- ・ 生活資金は対象外とする。ただし、前所有者の経営を居抜き住居付で承継する場合は、居抜き住居取得資金を農業経営にかかる設備・運転資金に含めて取扱うことも可とする。

3 貸付金額

1,000 万円以内とし、所要額以内とする。

4 貸付期間

(1) 長期資金

最長の貸付期間および据置期間は、借入申込者の就農開始後の年数に応じ、青年等就農資金の貸付期間に準じて、下表に基づくものとする。

就農開始	(最長)貸付期間	(最長)据置期間
0 年目	17 年間	5 年間
1 年目	16 年間	4 年間
2 年目	15 年間	3 年間
3 年目	14 年間	3 年間
4 年目	13 年間	3 年間
5 年目	12 年間	3 年間

(2) 短期資金

最長 1 年間

5 貸付金利

J A 所定の金利とする。

6 担保

必要に応じ、担保の設定を求める。(補足)

【補足】

- ・ 栃木県農業信用基金協会保証利用の場合は、担保基準は協会の定めるところによる。

7 保証

(1) 栃木県農業信用基金協会の保証を付すことができる。(補足)

(2) 借入者が法人の場合は、必要に応じて代表者を連帯保証人とする。

(3) その他に個人連帯保証を求める場合は、必要性・妥当性を検証する。

(4) 経営者保証に関するガイドラインに基づき、所定の要件を将来に亘って充足すると見込まれる等の場合には、債務者の意向等も確認したうえで、連帯保証人を必要としない可能性を検討する。特に、事業承継時に前経営者、後継者双方を保証人とする場合は、その必要性について十分検討する。

(5) 連帯保証を求める場合は、連帯保証人が「経営者等」に該当するかどうかを確認する。なお、ここでいう「経営者等」とは、具体的には以下の者を指す（実際に「経営者等」であるかどうかを確認する場合は、「参考様式⑤ 保証意思宣明公正証書の要否判定（貸出事務手続（統一版）掲載様式）」を活用のこと）。

< 経営者等に該当する者 >

【債務者が法人の場合】

- ・ 経営者

(債務者である法人の理事・取締役・執行役これらに準ずる者)

- ・ 大株主

(総株主の議決権の過半数を有する者等)

【債務者が法人以外の場合】

- ・ 共同経営者

(債務者と共同して事業を行う者)

・ 従事配偶者

(債務者の事業に実際に従事している債務者の配偶者)

- (6) 連帯保証人が「経営者等」に該当しない場合は、公証役場の公証人が作成する「保証意思宣明公正証書」が必要となる。なお、当該公正証書は、保証契約を締結する前の1ヵ月以内に作成しなければならない(それ以外の留意事項については、「参考様式⑥ 保証意思宣明公正証書の作成・提出等について(貸出事務手続(統一版)掲載様式)」を参照)。
- (7) 連帯保証人に対しては、以下の情報を提供しなければならない。
- ① 保証債務状況等(保証債務残高)にかかる情報
なお、債務者の経営状況等の照会については、債務者の了承を得なければ回答できないことに留意する。
 - ② 債務の履行状況にかかる情報提供(民法の定めに基づく提供義務)
保証人から債務の履行状況にかかる情報提供の依頼を受けた場合、保証人に対して遅滞なく情報提供する義務を負う。
なお、この場合、保証人から「参考様式⑦ 保証契約に関する情報提供請求依頼書(主債務の履行状況用)(貸出事務手続(統一版)掲載様式)」の提出を受け、保証人に対して遅滞なく「参考様式⑧ 保証契約に関する情報提供書(主債務の履行状況用)(貸出事務手続(統一版)掲載様式)」を交付する。
 - ③ 債務者の期限の利益喪失時における情報提供義務
債務者が期限の利益を喪失したときには、その事実を知ったときから2ヵ月以内に、保証人に対してその旨の情報提供を行わなければならない。
- (8) 上記保証意思宣明公正証書の必要性確認および保証人への情報提供の実施確認については、「参考様式⑨ 保証人に対する情報提供義務について(貸出事務手続(統一版)掲載様式)」を確認するとともに、「参考様式⑩ 確認書(事業資金にかかる個人または団体の保証用)(貸出事務手続(統一版)掲載様式)」の提出を受けることにより行う。

【補足】

- ・ 協会保証にあたっては、協会宛にJAの推薦状提出を条件とする等、県域において協会と協議すること

8 貸付方法

- (1) 長期資金(限度額)：証書貸付とする。
- (2) 短期資金(極度額)：手形貸付とする。

9 元利金の返済方法

資金使途、返済財源に応じた適正な返済方法を設定する。(補足)

- (1) 元金均等返済または元利均等返済とし、次のいずれかとする。
a 毎月返済方式 b 年6回返済方式 c 年4回返済方式 d 年3回返済方式 e 年2回返済方式
f 年1回返済方式 なお、年1回返済方式の利息の徴収は原則として年2回徴収する。
- (2) 1年以内の貸付は、期日一括返済とすることができる。
- (3) 元金返済(償還) 据置き期間中の利息は、原則として年2回以上徴収する。
- (4) 返済は、自動引き落とし約定に基づき、指定口座からの振替により行う。
- (5) 返済は毎回一定の応当日とする。

【補足】

- ・証書貸付の利息徴収方法は後取りとし、原則として元金償還日に徴収する。
- ・手形貸付の利息徴収方法は、原則として前取りとする。

【特認事務】

- ・繰上償還は、真にやむを得ない場合のみ応じることとする。

10 遅延損害金

J A所定の利率とする。

11 貸付実行後のモニタリング^(補足)

貸付先の経営状況確認のため、J Aは定期的にモニタリング（本人との面談を含む）を実施する。

(1)モニタリング実施時期

a 耕種経営

- ・決算書を確認できる時点を基準に、原則として1年ごとに実施。

b 畜産経営

- ・決算書を確認できる時点を基準に、原則として1年ごとに実施。

(2)モニタリング実施期間

貸付期間と同じ。

【補足】

- ・モニタリングは、貸付実行に際して入手した事業計画（就農計画または経営改善資金計画）や資金繰り表などと経営実績値を比較し、増減要因などについて、貸付先本人との面談結果も踏まえ、総合的に検証を行う。
- ・モニタリングの結果、経営状況に応じ、地元関係機関と今後の指導対応等の検討を行う。

【J A新規就農応援資金融資要項における共通事務】

- ・本資金貸付にあたっては、チェックシートを作成し、借入申込者の借入資格の審査等を行う。
- ・チェックシートのチェック項目に「否」が一つでもある場合は、融資を謝絶する（県域で定める青年等就農資金にかかる通常審査を併用することは可能とする。）。
- ・長期資金については、必ず貸付期間と同期間の事業計画の提出を受ける。事業計画については、就農計画等による代用を可とする。ただし、就農計画等は、貸付期間における生産および収支にかかる計画がその根拠とともに記載または資料添付されているものに限る。
- ・短期資金については、必ず年間の資金繰り計画を受ける。

J A 営農ローン(個人)融資要項(統一版)

目的

組合員の農業経営の合理化に資するため、迅速かつ簡便な借入返済手続を備えた回転信用型の融資商品を提供して、組合員の営農にかかる資金需要に積極的に応えていくことを目的とする。

1 貸付対象者

次のすべての条件を満たす個人とする。

- (1) 組合員(正組合員)であること。
- (2) 契約時年齢満 20 歳以上で、原則として満 76 歳未満であること。
- (3) 農畜産物販売代金を、農協口座に入金することが見込まれること。
- (4) 地区内居住 1 年以上であること。または、自己住宅所有者(家族名義を含む。)であること。
- (5) 農協との取引実績があり、信用状況に不安がないこと。^(補足)

【補足】

- ・信用状況に不安がないこととは、信用事業の支払延滞、経済事業の所定の期日経過後の未払金および共済掛金の未払金等がないことをいう。

2 資金使途

組合員の営農および生活に必要な資金であること。ただし、次の資金を除く。^(補足)

- (1) 負債整理資金
- (2) 経済未収金の肩代り資金
- (3) 農業以外の事業資金

【補足】

- ・大型農機具、運搬車両の購入資金等、長期にわたる返済が必要な資金に対しては、農業近代化資金等の長期資金での対応が適切であると考えられるため、本ローンの対象とはしない。
- ・生活資金は、公共料金および生活購買品等の自動支払(自振)に限り認める。
- ・負債整理資金・経済未収金および農業以外の事業資金等に融資し、回収が不能になった場合、融資要項違反として、栃木県農業信用基金協会の保証債務の履行を受けられないことになるので留意すること。

3 契約金額

1,500 万円以内(1 万円単位とする。)^(補足)

【補足】

- ・前年度の農協への農畜産物販売実績および集落営農組織から配分される労賃・利益分配金で農協口座に入金される金額の範囲内または前年度の確定申告書(損益計算書)の収入金額の範囲内で J A が適切と判断した金額の範囲内、かつ、有担保の場合、担保設定極度額の範囲内とする。
- ・直売所への出荷代金については、その出荷額の 2 割の範囲内で明細が確認できる額を農協への農畜産物販売実績に含める。
- ・同一世帯内で作目ごとに個々の契約を行う場合は、各契約金額の合計額が 1,500 万円以内とする。

4 契約期間

1年とする。

- (1) 契約日から1年後の応当日の属する月の末日（休日の場合は翌営業日）までとする。
- (2) 契約者から解約の意思表示がなく、農協がその信用状況について所定の点検を行った結果、契約更新に支障がないものと判断した場合は、さらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。^{（補足）}

【補足】

- ・ 契約更新時の点検項目
 - a 前年度農畜産物販売実績の把握
 - b 前年度の確定申告書（損益計算書）の収入金額の把握
 - c 貸出金の延滞の有無
 - d 貸出残高が契約極度額上限で固定化していないか
 - e 取引状況
 - f 離農、転居その他契約者の収入、生活環境等に重大な変化を及ぼす事態の発生の有無
- ・ 上記事項について、点検を行った結果、契約更新に支障があると判断された場合は、解約するかまたは新規契約に準じた審査を行うこと。また、前年度の農畜産物販売実績または前年度の確定申告書（損益計算書）の収入金額に応じて契約金額の見直しを行う。

5 貸付金利

J A所定の金利とし、金利種類は変動金利型とする。

6 担保

契約金額 500 万円以内……………無担保

契約金額 500 万円超……………有担保（契約額相当）^{（補足）}

【補足】

- ・ 栃木県農業信用基金協会保証利用の場合は、担保基準は協会の定めるところによる。

7 保証

- (1) 原則として栃木県農業信用基金協会の保証を付する。^{（補足）}
- (2) その他に個人連帯保証を求める場合は、必要性・妥当性を検証する。
- (3) 経営者保証に関するガイドラインに基づき、所定の要件を将来に亘って充足すると見込まれる等の場合には、債務者の意向等も確認したうえで、連帯保証人を必要としない可能性を検討する。特に、事業承継時に前経営者、後継者双方を保証人とする場合は、その必要性について十分検討する。
- (4) 連帯保証を求める場合は、連帯保証人が「経営者等」に該当するかどうかを確認する。なお、ここでいう「経営者等」とは、具体的には以下の者を指す（実際に「経営者等」であるかどうかを確認する場合は、「参考様式⑤ 保証意思宣明公正証書の要否判定（貸出事務手続（統一版）掲載様式）」を活用のこと）。

＜経営者等に該当する者＞

【債務者が法人の場合】

- ・ 経営者
（債務者である法人の理事・取締役・執行役これらに準ずる者）
- ・ 大株主
（総株主の議決権の過半数を有する者等）

【債務者が法人以外の場合】

- ・共同経営者
(債務者と共同して事業を行う者)
 - ・従事配偶者
(債務者の事業に実際に従事している債務者の配偶者)
- (5) 連帯保証人が「経営者等」に該当しない場合は、公証役場の公証人が作成する「保証意思宣明公正証書」が必要となる。なお、当該公正証書は、保証契約を締結する前の1ヵ月以内に作成しなければならない(それ以外の留意事項については、「参考様式⑥ 保証意思宣明公正証書の作成・提出等について(貸出事務手続(統一版)掲載様式)」を参照)。
- (6) 連帯保証人に対しては、以下の情報を提供しなければならない。
- ① 保証債務状況等(保証債務残高)にかかる情報
なお、債務者の経営状況等の照会については、債務者の了承を得なければ回答できないことに留意する。
 - ② 債務の履行状況にかかる情報提供(民法の定めに基づく提供義務) 保証人から債務の履行状況にかかる情報提供の依頼を受けた場合、保証人に対して遅滞なく情報提供する義務を負う。なお、この場合、保証人から「参考様式⑦ 保証契約に関する情報提供請求依頼書(主債務の履行状況用)(貸出事務手続(統一版)掲載様式)」の提出を受け、保証人に対して遅滞なく「参考様式⑧ 保証契約に関する情報提供書(主債務の履行状況用)(貸出事務手続(統一版)掲載様式)」を交付する。
 - ③ 債務者の期限の利益喪失時における情報提供義務
債務者が期限の利益を喪失したときには、その事実を知ったときから2ヵ月以内に、保証人に対してその旨の情報提供を行わなければならない。
- (7) 上記保証意思宣明公正証書の必要性確認および保証人への情報提供の実施確認については、「参考様式⑨ 保証人に対する情報提供義務について(貸出事務手続(統一版)掲載様式)」を確認するとともに、「参考様式⑩ 確認書(事業資金にかかる個人または団体の保証用)(貸出事務手続(統一版)掲載様式)」の提出を受けることにより行う。

【補足】

- ・栃木県農業信用基金協会保証利用の場合は、保証基準は協会の定めるところによる。

【特認事務】

- ・連帯保証人の所得等確認は借入者に準ずる書類により行う。ただし、連帯保証人が組合員(正組合員・准組合員)およびその家族である場合等は、所得等を証明する書類は提出省略とすることができる。

8 貸付方法

当座貸越方式(随時返済型)とし、指定普通貯金口座に貯金残高がない場合に行うものとする。(補足)

【補足】

- ・指定普通貯金口座には総合口座を含む。
- ・当座貸越金の払出しは、所定の払戻請求書と通帳の提出を受けて窓口で支払う方法および農協から購入した農業生産資材代金等を自動支払いする方法によるものとする。

9 返済方法

指定普通貯金口座に入金された資金は、貸越残高に達するまで自動的に返済に充当する。^(補足)

【補足】

- ・営農ローン（個人）口座をあらかじめ農畜産物販売代金の振込口座として指定する。

10 遅延損害金

農協所定の利率とする。

以上

【営農ローン（個人）共通特認事務】

- ・本資金貸付にあたっては、チェックシートを作成し、借入申込者の借入資格の審査等を行う。

J A 営農ローン（法人）融資要項（栃木県版）

目的

本資金は、農業法人等に対し、迅速かつ簡便な借入返済手続を備えた回転信用型の融資商品を提供して、組合員の営農にかかる資金需要に積極的に応えていくことを目的とする。

1 貸付対象者

次のすべての条件を満たす農業法人等とする。

【補足】

- ・農業法人等とは、農業法人および農業を営む任意団体（集落営農組織）のことをいう。
- ・農業法人とは、農業を行うことを目的に設立された一般的な会社形態（株式会社、合同会社など）および農事組合法人のことをいう。
- ・集落営農組織とは、集落など地縁的にまとまりのある一定の地域の農家が農業生産を共同して行うことを目的とした任意組織のことをいう。

- (1) 組合員（正組合員・准組合員）であること。
- (2) 農畜産物販売代金を、農協口座に入金することが見込まれること。
- (3) 原則として三期分の決算書の提出が可能であり、かつ原則直近決算で繰越欠損金を有しないこと。
- (4) 設立後 1 年以上 3 年未満の法人等で創業赤字の場合、当初事業計画と大幅な乖離がないこと。^{（補足）}

【補足】

- ・大幅な乖離がないこととは、事業計画が概ね 5 年以内に黒字化するものであり、かつ売上高等および最終利益が事業計画比概ね 7 割以上確保されていることをいう。

- (5) 設立後 1 年以上 3 年未満の法人等の場合、役員・構成員（常勤役員）の前年度税込年収が 150 万円以上であること。^{（補足）}

【補足】

- ・新設法人等については事業計画等を審査のうえ判断する。

- (6) 農協との取引実績があり、信用状況に不安がないこと。^{（補足）}

【補足】

- ・信用状況に不安がないこととは、信用事業の支払延滞、経済事業の所定の期日経過後の未払金および共済掛金の未払金等がないことをいう。

2 資金使途

農業経営に必要な運転資金^{（補足）}

【補足】

- ・本資金は負債性資金の借換対応は行わない。
- ・労賃については、雇用人がいる場合は対象とする。

【特認事務】

- ・資金払出時に購入伝票等により農業生産資金であることを確認する。

3 契約金額

3,000 万円以内（1 万円単位とする）（補足）

【補足】

- ・前年度の農協への農畜産物販売実績の範囲内または直近の決算書の売上高の範囲内で J A が適切と判断した金額の範囲内とする。
- ・与信相当額について、入金が確実となるよう本資金にセットされた貯金口座を振込口座とする。

4 契約期間

1 年とする。

(1) 契約日から 1 年後の応当日の属する月の末日（休日の場合は翌営業日）までとする。

(2) 契約者から解約の意思表示がなく、農協がその信用状況について所定の点検を行った結果、契約更新に支障がないものと判断した場合は、さらに 1 年間延長するものとし、以後も同様とする。（補足）

【補足】

- ・契約更新時の点検項目
 - a 前年度農畜産物販売実績の把握
 - b 直近の決算書の売上高および所要運転資金（売掛金＋棚卸資産－買掛金）の確認
 - c 貸出金の延滞の有無
 - d 貸出残高が契約極度額上限で固定化していないか
 - e 取引状況
 - f 経営状況（直近年の決算書等を徴求のうえ、チェックシートを再作成することにより確認を行うものとし、栃木県農業信用基金協会宛て提出のこととする。）
- ・上記各項目について、点検を行った結果、契約更新に支障があると判断された場合は、解約するかまたは新規契約に準じた審査を行うこと。また、前年度の農畜産物販売実績または直近の決算書の売上高に応じて契約金額の見直しを行う。

5 貸付金利

J A 所定の金利とし、金利種類は変動金利型とする。

6 担保

原則として担保の設定は不要とする。（補足）

【補足】

- ・栃木県農業信用基金協会保証利用の場合は、担保基準は協会の定めるところによる。

7 保証

(1) 原則として栃木県農業信用基金協会の保証を付する。（補足）

(2) 必要に応じて代表者を連帯保証人とする。

(3) 経営者保証に関するガイドラインに基づき、所定の要件を将来に亘って充足すると見込まれる等の場合には、債務者の意向等も確認したうえで、連帯保証人を必要としない可能性を検討する。特に、事業承継時に前経営者、後継者双方を保証人とする場合は、その必要性について十分検討する。

- (4)連帯保証を求める場合は、連帯保証人が「経営者等」に該当するかどうかを確認する。なお、ここでいう「経営者等」とは、具体的には以下の者を指す（実際に「経営者等」であるかどうかを確認する場合は、「参考様式⑤ 保証意思宣明公正証書の要否判定（貸出事務手続（統一版）掲載様式）」を活用のこと）。

＜経営者等に該当する者＞

【債務者が法人の場合】

- ・ 経営者
（債務者である法人の理事・取締役・執行役これらに準ずる者）
- ・ 大株主
（総株主の議決権の過半数を有する者等）

【債務者が法人以外の場合】

- ・ 共同経営者
（債務者と共同して事業を行う者）
- ・ 従事配偶者
（債務者の事業に実際に従事している債務者の配偶者）

- (5)連帯保証人が「経営者等」に該当しない場合は、公証役場の公証人が作成する「保証意思宣明公正証書」が必要となる。なお、当該公正証書は、保証契約を締結する前の1ヵ月以内に作成しなければならない（それ以外の留意事項については、「参考様式⑥ 保証意思宣明公正証書の作成・提出等について（貸出事務手続（統一版）掲載様式）」を参照）。

- (6)連帯保証人に対しては、以下の情報を提供しなければならない。

① 保証債務状況等（保証債務残高）にかかる情報

なお、債務者の経営状況等の照会については、債務者の了承を得なければ回答できないことに留意する。

- ② 債務の履行状況にかかる情報提供（民法の定めに基づく提供義務）保証人から債務の履行状況にかかる情報提供の依頼を受けた場合、保証人に対して遅滞なく情報提供する義務を負う。なお、この場合、保証人から「参考様式⑦ 保証契約に関する情報提供請求依頼書（主債務の履行状況用）（貸出事務手続（統一版）掲載様式）」の提出を受け、保証人に対して遅滞なく「参考様式⑧ 保証契約に関する情報提供書（主債務の履行状況用）（貸出事務手続（統一版）掲載様式）」を交付する。

③ 債務者の期限の利益喪失時における情報提供義務

債務者が期限の利益を喪失したときには、その事実を知ったときから2ヵ月以内に、保証人に対してその旨の情報提供を行わなければならない。

- (7)上記保証意思宣明公正証書の必要性確認および保証人への情報提供の実施確認については、「参考様式⑨ 保証人に対する情報提供義務について（貸出事務手続（統一版）掲載様式）」を確認するとともに、「参考様式⑩ 確認書（事業資金にかかる個人または団体の保証用）（貸出事務手続（統一版）掲載様式）」の提出を受けることにより行う。

【補足】

- ・ 栃木県農業信用基金協会保証利用の場合は、保証基準は協会の定めるところによる。
- ・ 連帯保証人にかかる保証書の元本確定期日は、契約日から5年応答日であることから、契約更新に際しては、保証書の更改時期についても留意する。

【特認事務】

- ・連帯保証人の所得等確認は借入者に準ずる書類により行う。

8 貸付方法

当座貸越方式（随時返済型）とし、指定普通貯金口座に貯金残高がない場合に行うものとする。（補

足）

【補足】

- ・本資金はキャッシュカードは発行しない。
- ・当座貸越金の払出しは、所定の払戻請求書と通帳の提出を受けて窓口で支払う方法および農協から購入した農業生産資材代金等を自動支払いする方法によるものとする。

9 返済方法

指定普通貯金口座に入金された資金は、貸越残高に達するまで自動的に返済に充当する。（補足）

【補足】

- ・営農ローン（法人）口座をあらかじめ農畜産物販売代金の振込口座として指定する。

10 遅延損害金

農協所定の利率とする。

【営農ローン（法人）共通特認事務】

- ・貸付審査時には「経営の概要書」（栃木県農業信用基金協会様式）を作成し、内容を把握する。また、必要に応じて実地調査や借入申込者の取引先への照会等により調査を行う。
- ・契約意思確認にあたっては、借入に関する議事録等の提出を受けることとする。
- ・本資金貸付にあたっては、チェックシートを作成し、借入申込者の借入資格の審査等を行う。

ABL対応型資金融資要項(統一版)

目的

本資金は、組合員に必要な運転資金を迅速に対応し、地域農業の資金需要に応えるとともに農業者ならびに農村地域の発展に資することを目的とする。

1 貸付対象者（以下の条件(1)～(4)をすべて満たすこと。）

(1)組合員（正組合員・准組合員）であること。

(2)農業を営み、または従事していること。

(3)以下 a～b のいずれかの条件を満たすこと

a 個人の場合

- ・契約時年齢満 20 歳以上で、原則として満 80 歳未満であること。
- ・直近三期分の税務申告書類の提出が可能であること。
- ・直近三期分の生産販売実績データの提出が可能であること。

b 法人の場合

- ・直近三期分の決算書および税務申告書類の提出が可能であること。
- ・直近三期分の生産販売実績データの提出が可能であること。

(4)信用状況に不安がないこと。^(補足)

【補足】

- ・信用状況に不安がないこととは、信用事業の支払延滞、経済事業の所定の期日経過後の未払金および共済掛金の未払金等がないことをいう。

2 資金使途

農業経営改善計画等の達成に必要な短期運転資金一般^(補足)

【補足】

- ・本ローンにおいて、生活資金は対象としない。
- ・経営改善に資するために既往運転資金を本ローンに借り換えることは可能とする（負債性資金の借換えは除くが、他金融機関借り換えは含む）。
- ・労賃については、法人および個人経営体で雇用人（青色専従者を除く）がいる場合は対象とする。
- ・資金使途については、担保評価の具体的方法が確立されている動産（牛・豚）に当面限定して取り扱う。

【特認事務】

- ・他金融機関借換えの場合は、他金融機関の完済書類等により資金使途確認を行う。

3 契約金額

所要運転資金額の 100%の範囲内とする。^(補足)

【補足】

- ・原則として、担保価格の範囲内とする。

4 契約期間

1年以内とする。

契約者から解約の意思表示がなく、農協がその信用状況について所定の点検を行った結果、契約更新に支障がないものと判断した場合は、さらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。^(補足)

【補足】

- ・契約更新時の点検項目
 - a 個人：直近の税務申告書類の提出
 - b 法人：直近の決算書および税務申告書類の提出
 - c 直近の農業経営改善計画等の提出
 - d 所要運転資金の確認
 - e 償還財源の確認
 - f 貸出金等の延滞の有無
 - g 担保の再評価
- ・チェックシートを活用して必要部分を確認し、チェックシートを栃木県農業信用基金協会宛て提出のこととする。
- ・上記各項目について、点検を行った結果、契約更新に支障があると判断された場合は、解約するかまたは新規契約に準じた審査を行うこと。また、直近の所要運転資金と農業経営改善計画等から契約金額の見直しを行う。

5 貸付金利

J A所定の金利とする。

6 担保^(補足)

動産担保の提供を受ける。

必要に応じてその他担保の提供を受ける。

【補足】

- ・担保評価は、農協所定の資産査定要領に準じて行う。
- ・栃木県農業信用基金協会保証利用の場合は、担保基準は協会の定めるところによる。

【特認事務】

- ・動産担保は、「ABL 適否チェックシート」を作成し、適否を検討のうえ、チェック項目がすべて「適」の場合、ABL として取扱う。
- ・ABL 取扱いについては、以下の様式を活用し、担保権設定および担保物件の管理を行う。
 - ①譲渡担保物件状況報告書（集合物）
 - ②譲渡担保物件管理表（金融機関用/集合物）
 - ③動産譲渡担保設定契約証書（個人 ABL 用）
 - ④動産譲渡担保設定契約証書（法人 ABL 用）
- ・担保物件については、原則として四半期毎にモニタリングを実施し、管理を行う。

7 保証

- (1)原則として栃木県農業信用基金協会の保証を付する。^(補足)
- (2)借入者が法人の場合は、必要に応じて代表者を連帯保証人とする。
- (3)その他に個人連帯保証を求める場合は、必要性・妥当性を検証する。
- (4)経営者保証に関するガイドラインに基づき、所定の要件を将来に亘って充足すると見込まれる等の場合には、債務者の意向等も確認したうえで、連帯保証人を必要としない可能性を検討する。
特に、事業承継時に前経営者、後継者双方を保証人とする場合は、その必要性について十分検討する。
- (5)連帯保証を求める場合は、連帯保証人が「経営者等」に該当するかどうかを確認する。なお、ここでいう「経営者等」とは、具体的には以下の者を指す（実際に「経営者等」であるかどうかを確認する場合は、「参考様式⑤ 保証意思宣明公正証書の要否判定（貸出事務手続（統一版）掲載様式）」を活用のこと）。
- ＜経営者等に該当する者＞
- 【債務者が法人の場合】
- ・ 経営者
(債務者である法人の理事・取締役・執行役これらに準ずる者)
 - ・ 大株主
(総株主の議決権の過半数を有する者等)
- 【債務者が法人以外の場合】
- ・ 共同経営者
(債務者と共同して事業を行う者)
 - ・ 従事配偶者
(債務者の事業に実際に従事している債務者の配偶者)
- (6)連帯保証人が「経営者等」に該当しない場合は、公証役場の公証人が作成する「保証意思宣明公正証書」が必要となる。なお、当該公正証書は、保証契約を締結する前の1ヵ月以内に作成しなければならない（それ以外の留意事項については、「参考様式⑥ 保証意思宣明公正証書の作成・提出等について（貸出事務手続（統一版）掲載様式）」を参照）。
- (7)連帯保証人に対しては、以下の情報を提供しなければならない。
- ① 保証債務状況等（保証債務残高）にかかる情報
なお、債務者の経営状況等の照会については、債務者の了承を得なければ回答できないことに留意する。
 - ② 債務の履行状況にかかる情報提供（民法の定めに基づく提供義務）
保証人から債務の履行状況にかかる情報提供の依頼を受けた場合、保証人に対して遅滞なく情報提供する義務を負う。なお、この場合、保証人から「参考様式⑦ 保証契約に関する情報提供請求依頼書（主債務の履行状況用）（貸出事務手続（統一版）掲載様式）」の提出を受け、保証人に対して遅滞なく「参考様式⑧ 保証契約に関する情報提供書（主債務の履行状況用）（貸出事務手続（統一版）掲載様式）」を交付する。
 - ③ 債務者の期限の利益喪失時における情報提供義務
債務者が期限の利益を喪失したときには、その事実を知ったとき から2ヵ月以内に、保証人に対してその旨の情報提供を行わなければならない。
- (8)上記保証意思宣明公正証書の必要性確認および保証人への情報提供の実施確認については、「参考様式⑨ 保証人に対する情報提供義務について（貸出事務手続（統一版）掲載様式）」を確認するとともに、「参考様式⑩確認書（事業資金にかかる個人または団体の保証用）（貸出事務手続（統一版）掲載様式）」の提出を受けることにより行う。

【補足】

- ・ 栃木県農業信用基金協会保証利用の場合は、保証基準は協会の定めるところによる。

8 貸付方法

特別当座貸越とする。

9 元利金の返済方法

(1) 元金

原則として期日一括返済とする。

(2) 利息

原則として一括前取とする。

10 遅延損害金

農協所定の利率とする。

【ＡＢＬ対応型資金共通特認事務】

- ・ 貸付審査時には「経営の概要書」（栃木県農業信用基金協会様式）を作成し、内容を把握する。また、必要に応じて実地調査や借入申込者の取引先への照会等により調査を行う。
- ・ 本ローンの担保権を実行し回収を図る場合には、本ローン償還充当を優先する。
- ・ 本資金貸付にあたっては、チェックシートを作成し、借入申込者の借入資格の審査等を行う。

以上

JA 農業経営維持継続資金（危機対応）融資要項（統一版）

目的

本資金は、内外の金融秩序の混乱または大規模な災害、テロリズムもしくは感染症等（以下、「大規模災害等」）により経営に影響が生じている組合員に対して、農業経営の維持継続および経営改善に必要な資金を融通することを目的とする。

1 貸付対象者（以下の条件(1)～(3)をすべて満たすこと。）

- (1) 大規模災害等により農業経営に影響が生じているまたは生じるおそれがある組合員（正組合員・准組合員）であること。^{（補足）}
- (2) 農業を営み、または従事していること。
- (3) 信用状況に不安がないこと。^{（補足）}

【補足】

- ・「大規模災害等」の対象については、農業信用保証保険支援総合事業実施要綱別記1の第2の1の(3)の資金に関して、農林水産省経営局金融調整課長が定める要件にかかる災害又は突発的事由に限る。
- ・貸付対象者については、同事業実施要綱別記1の第2の2に基づき、中長期的にみて、業況が回復し、かつ発展することが見込まれる場合に限る
- ・信用状況に不安がないこととは、大規模災害等以外の事由に起因する、信用事業の支払延滞や経済事業の所定の期日経過後の未払金および共済掛金の未払金等がないこと、かつ栃木県農業信用基金協会の求償債務者でないことなどをいう。

2 資金使途

大規模災害等に起因して弁済が困難となることが見込まれる既往債務の弁済に必要な資金^{（補足）}

【補足】

- ・借換の対象資金は、運転・設備資金（制度資金を含む）、農業経営負担軽減支援資金等の既往債務とし、JA プロパの農業経営の維持継続に必要な資金（負債整理資金）ならびに生活関連資金、農業以外にかかる事業資金は対象外。
- ・本資金の貸付条件は、既往債務の貸付条件よりも債務者にとって有利となること（①既往債務の残存年数よりも期間を長期化、②据置期間を設定、③既往債務の金利より低利とする等の対応）

【特認事務】

- ・貸付実行後の計画の進捗状況および貸付条件履行状況等確認において、必要がある場合は実査を行う。

3 貸付金額

借換する既往債務残高の範囲内とする。^{（補足）}

【補足】

- ・貸付金額は、貸付先や貸付対象事業等に応じ個別判断とする。

4 貸付期間

15年以内（据置期間3年以内）とする。

5 貸付金利

J A所定の金利とする。

6 担保

必要に応じ、担保の設定を求める。

7 保証

- (1)原則として栃木県農業信用基金協会の保証を付する。なお、本資金の保証割合は栃木県農業信用基金協会の定めによる。
- (2)借入者が法人の場合は、必要に応じて代表者を連帯保証人とする。
- (3)その他に個人連帯保証を求める場合は、必要性・妥当性を検証する。
- (4)経営者保証に関するガイドラインに基づき、所定の要件を将来に亘って充足すると見込まれる等の場合には、債務者の意向等も確認したうえで、連帯保証人を必要としない可能性を検討する。特に、事業承継時に前経営者、後継者双方を保証人とする場合は、その必要性について十分検討する。
- (5)連帯保証を求める場合は、連帯保証人が「経営者等」に該当するかどうかを確認する。なお、ここでいう「経営者等」とは、具体的には以下の者を指す（実際に「経営者等」であるかどうかを確認する場合は、「参考様式⑤ 保証意思宣明公正証書の要否判定（貸出事務手続（統一版）掲載様式）」を活用のこと）。

＜経営者等に該当する者＞

【債務者が法人の場合】

- ・ 経営者
(債務者である法人の理事・取締役・執行役これらに準ずる者)
- ・ 大株主
(総株主の議決権の過半数を有する者等)

【債務者が法人以外の場合】

- ・ 共同経営者
(債務者と共同して事業を行う者)
- ・ 従事配偶者
(債務者の事業に実際に従事している債務者の配偶者)

- (6)連帯保証人が「経営者等」に該当しない場合は、公証役場の公証人が作成する「保証意思宣明公正証書」が必要となる。なお、当該公正証書は、保証契約を締結する前の1ヵ月以内に作成しなければならない（それ以外の留意事項については、「参考様式⑥ 保証意思宣明公正証書の作成・提出等について（貸出事務手続（統一版）掲載様式）」を参照）。
- (7)連帯保証人に対しては、以下の情報を提供しなければならない。

① 保証債務状況等（保証債務残高）にかかる情報

なお、債務者の経営状況等の照会については、債務者の了承を得なければ回答できないことに留意する。

② 債務の履行状況にかかる情報提供（民法の定めに基づく提供義務）

保証人から債務の履行状況にかかる情報提供の依頼を受けた場合、保証人に対して遅滞なく情報提供する義務を負う。

なお、この場合、保証人から「参考様式⑦ 保証契約に関する情報提供請求依頼書（主債務の履行状況用）（貸出事務手続（統一版）掲載様式）」の提出を受け、保証人に対して遅滞なく「参考様式⑧ 保証契約に関する情報提供書（主債務の履行状況用）（貸出事務手続（統一版）掲載様式）」を交付する。

③ 債務者の期限の利益喪失時における情報提供義務

債務者が期限の利益を喪失したときには、その事実を知ったときから2ヵ月以内に、保証人に対してその旨の情報提供を行わなければならない。

- (8) 上記保証意思宣明公正証書の必要性確認および保証人への情報提供の実施確認については、「参考様式⑨ 保証人に対する情報提供義務について（貸出事務手続（統一版）掲載様式）」を確認するとともに、「参考様式⑩ 確認書（事業資金にかかる個人または団体の保証用）（貸出事務手続（統一版）掲載様式）」の提出を受けることにより行う。

8 貸付方法

証書貸付

9 元利金の返済方法

- ・元利均等方式または元金均等方式とし、毎月返済方式、年1回または年2回返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済に加えて6か月ごとの特定月に増額して返済する。）を可能とする。
- ・返済日はあらかじめJAが定めた特定の日とする。

10 遅延損害金

JA所定の利率とする。

以上

J A 交付金等つなぎ資金融資要項(統一版)

目的

本資金は、国等の行政による農業者の成長・安定に向けた各種交付金等について、交付金等交付までの資金繰り対策等にかかる十全な対応を図り、地域農業の資金需要にこたえとともに、農村地域の発展に資する短期のつなぎ資金を融通することを目的とする。

1 貸付対象者^(補足)

[個人・法人等] (以下の条件(1)～(4)をすべて満たすこと。)

- (1) 組合員(正組合員・准組合員)であること。
- (2) 農業を営み、または従事していること。
- (3) 交付金等の対象であることが明らかであること。
- (4) 信用状況に不安がないこと。

【補足】

- ・「J A 交付金等つなぎ資金チェックシート」を作成し、必須項目がすべて○となることを確認する。
- ・信用状況に不安がないこととは、信用事業の支払延滞、経済事業の所定の期日経過後の未払金および共済掛金の未払金等がないこと、かつ栃木県農業信用基金協会の求償債務者でないことなどをいう。
- ・原則として三期分の営農実績の提出が可能であり、かつ直近で交付金等の対象となる農産物の生産実績があること(新規就農者等、三期分の営農実績の提出が難しい場合は、交付金等の受取口座が J A であるか等を確認のうえ個別に審査し、対応可否を判断する。
- ・設立後 1 年以上 3 年未満の法人等で操業赤字の場合、事業計画が概ね 5 年以内に黒字化するものであり、かつ、売上高等および最終利益が事業計画比概ね 7 割以上確保されていること。

2 資金使途^(補足)

国等の行政による農業者の成長・安定に向けた各種交付金等受領までのつなぎ資金
(対象となる交付金等については、別表のとおり)

【補足】

- ・本資金は生活資金を対象としない。また、負債性資金の借換対応は行わない。

3 貸付金額

支払われる交付金等相当額のうち、J A 口座に入金される金額の範囲内とする。

【補足】

- ・交付金等の申請書を確認し、借入希望額が、交付金相当額のうち、J A 口座に入金される金額の範囲内となっていることを確認する。

4 貸付期間

1 年以内とする。

【特認事務】

- ・契約の更新は認めるが、与信期間中において、原則として一旦残高をゼロにする。

5 貸付金利

J A所定の金利とする。

6 担保

原則として、担保の設定は不要とする。

7 保証

(1)原則として、栃木県農業信用基金協会の保証は想定しない。^(補足)

【補足】

・原則として、交付金の適切な申請と交付金の償還口座への入金指定を前提とする。

(2)借入者が法人の場合は、必要に応じて、代表者を連帯保証人とする。

(3)その他に個人連帯保証を求める場合は、必要性・妥当性を検証する。

(4)経営者保証に関するガイドラインに基づき、所定の要件を将来に亘って充足すると見込まれる等の場合には、債務者の意向等も確認したうえで、連帯保証人を必要としない可能性を検討する。特に、事業承継時に前経営者、後継者双方を保証人とする場合は、その必要性について十分検討する。

(5)連帯保証を求める場合は、連帯保証人が「経営者等」に該当するかどうかを確認する。なお、ここでいう「経営者等」とは、具体的には以下の者を指す（実際に「経営者等」であるかどうかを確認する場合は、「参考様式⑤ 保証意思宣明公正証書の要否判定（貸出事務手続（統一版）掲載様式）」を活用のこと）。

＜経営者等に該当する者＞

【債務者が法人の場合】

・経営者

（債務者である法人の理事・取締役・執行役これらに準ずる者）

・大株主

（総株主の議決権の過半数を有する者等）

【債務者が法人以外の場合】

・共同経営者

（債務者と共同して事業を行う者）

・従事配偶者

（債務者の事業に実際に従事している債務者の配偶者）

(6)連帯保証人が「経営者等」に該当しない場合は、公証役場の公証人が作成する「保証意思宣明公正証書」が必要となる。なお、当該公正証書は、保証契約を締結する前の1ヵ月以内に作成しなければならない（それ以外の留意事項については、「参考様式⑥ 保証意思宣明公正証書の作成・提出等について（貸出事務手続（統一版）掲載様式）」を参照）。

(7)連帯保証人に対しては、以下の情報を提供しなければならない。

① 保証債務状況等（保証債務残高）にかかる情報

なお、債務者の経営状況等の照会については、債務者の了承を得なければ回答できないことに留意する。

② 債務の履行状況にかかる情報提供（民法の定めに基づく提供義務）

保証人から債務の履行状況にかかる情報提供の依頼を受けた場合、保証人に対して遅滞なく情報提供する義務を負う。

なお、この場合、保証人から「参考様式⑦ 保証契約に関する情報提供請求依頼書（主債務の履行状況用）（貸出事務手続（統一版）掲載様式）」の提出を受け、保証人に対して遅滞なく「参考様式⑧ 保証契約に関する情報提供書（主債務の履行状況用）（貸出事務手続（統一版）掲載様式）」を交付する。

③ 債務者の期限の利益喪失時における情報提供義務

債務者が期限の利益を喪失したときには、その事実を知ったときから2ヵ月以内に、保証人に対してその旨の情報提供を行わなければならない。

- (8) 上記保証意思宣明公正証書の必要性確認および保証人への情報提供の実施確認については、「参考様式⑨ 保証人に対する情報提供義務について（貸出事務手続（統一版）掲載様式）」を確認するとともに、「参考様式⑩ 確認書（事業資金にかかる個人または団体の保証用）（貸出事務手続（統一版）掲載様式）」の提出を受けることにより行う。

8 貸付方法

手形貸付とする。

【補足】

- ・ 資金の交付は、借入申込者名義の交付金等振込口座への振替入金により行う。

9 元利金の返済方法

指定された貯金口座に交付金等が入金された際、顧客の同意を受け、速やかに償還する。

10 遅延損害金

J A所定の利率とする。

以上

J A 交付金等つなぎ資金の対象となる交付金等一覧

番号	対象となる交付金	資金名称
1	畑作物の直接支払交付金	交付金等つなぎ資金（ゲタ）
2	米・畑作物の収入減少影響緩和交付金	交付金等つなぎ資金（ナラシ）
3	水田活用の直接支払交付金	交付金等つなぎ資金（水田活用）
4	高収益作物次期作支援交付金	交付金等つなぎ資金（高収益）

附 則（24字業四発第28号）

（実施日）

1 この要項は、平成24年10月1日から実施する。

（他の規定等の廃止）

2 以下の規定は廃止する。

- ・ J A農機ハウスローン J A融資要綱（栃木県版ひな形）（平19. 6. 11（19字稟第111号））
- ・ J A農機ハウスローン J A貸付事務取扱要領（栃木県版ひな形）（平19. 6. 11（19字稟第111号））
- ・ アグリスーパー資金 J A融資要綱（栃木県版ひな形）（平19. 6. 11（19字稟第110号））
- ・ アグリスーパー資金 J A貸付事務取扱要領（栃木県版ひな形）（平19. 6. 11（19字稟第110号））
- ・ 栃木県版アグリマイティ資金 J A融資要綱（例）（平18. 12. 1（18字稟第132号））
- ・ 農業振興資金（アグリマイティ資金）事務手続（制定 平成10年2月）

附 則（25字基発第326号）

（実施日）

この要項は、平成25年10月1日から実施する。

附 則（26字基発第267号）

（実施日）

この要項は、平成26年10月1日から実施する。

附 則（26字基発第279号）

（実施日）

この要項は、平成26年10月15日から実施し、平成26年10月1日から適用する。

附 則（26字基発第313号）

（実施日）

この要項は、平成27年1月5日から実施する。

附 則（27字基発第68号）

（実施日）

この要項は、平成27年8月3日から実施する。

附 則（27字基発第126号）

（実施日）

この要項は、平成27年11月2日から実施する。

附 則（28字基発第47号）

（実施日）

この要項は、平成28年7月1日から実施する。

附 則（28字基発第252号）

（実施日）

この要項は、平成29年4月3日から実施する。

附 則（29字基発第24号）

（実施日）

この要項は、平成29年6月1日から実施する。

附 則（29字基発第106号）

（実施日）

この要項は、平成29年9月1日から実施する。

附 則（29字基発第265号）

（実施日）

この要項は、平成30年4月2日から実施する。

附 則（30字基発第91号）

（実施日）

この要項は、平成30年10月1日から実施する。

附 則（2019字基発第542号）

（実施日）

この要項は、2020年4月1日から実施する。

附 則（2020字基発第73号）

（実施日）

この要項は、2020年6月30日から実施する。

附 則（2020字基発第498号）

（実施日）

この要項は、2021年4月1日から実施する。

附 則（2021字基発第491号）

（実施日）

この要項は、2022年4月1日から実施する。

附 則(2022字基発第338号)

(実施日)

この要項は、2023年2月13日から実施する。

附 則(2022字推企発第126号)

(実施日)

この要項は、2023年4月1日から実施する。

附 則(2023字基発第20号)

(実施日)

この要項は、2024年4月4日から実施する。

附 則(2024字基発第275号)

(実施日)

この要項は、2025年4月1日から実施する。